

高畠町新庁舎ネットワーク設計構築業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

高 畠 町

# 高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

高島町では、令和7年5月に予定している新庁舎の開庁に向けて庁内ネットワークの整備を図る。

高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務（以下「本業務」という。）では、令和4年度に実施・策定した「ネットワーク現状調査報告書兼課題報告書」、「新庁舎ネットワーク基本計画」をもとに、新庁舎ネットワークの設計、構築、調達、移行を行うものである。

なお、事業者の選定については、本業務に関する提案内容だけでなく、提案書を基に実績や能力を総合的に評価し、当町の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより実施するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務

### (2) 履行場所

高島町大字高島地内（高島町役場（現庁舎、新庁舎）及び出先機関）

### (3) 業務内容

別紙「高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

### (4) 履行期間

- ・設計構築 契約の効力の発生する日の翌日から令和7年5月31日まで
- ・保守運用 令和7年6月1日から令和12年5月31日まで（5年間）

### (5) 提案上限額

- ・設計構築 118,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
- ・保守運用 12,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

※この金額は、提案内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案してきた事業者は失格とする。

## 3 事務局

高島町企画財政課 新庁舎建設推進室

住所：〒992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島 436 番地

電話：0238-52-1324（直通）

FAX：0238-52-1543（代表）

E-mail：[shinchosha@town.takahata.yamagata.jp](mailto:shinchosha@town.takahata.yamagata.jp)

#### 4 選定方法

仕様書に基づき提案された内容を総合的に評価し、高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査により選定する。

#### 5 実施スケジュール

公告、実施要領等の配布	令和5年5月15日（月）～
参加表明書等の提出期限	令和5年5月24日（水）午後5時まで
参加資格確認結果通知及び提案書提出要請	令和5年5月26日（金）予定
質問書の受付期限	令和5年5月31日（水）午後5時まで
質問書の回答	令和5年6月 2日（金）予定
辞退届の提出期限	令和5年6月23日（金）午後5時まで
提案書等の提出締切	令和5年6月23日（金）午後5時まで
プレゼンテーション及び審査	令和5年7月 4日（火）
審査結果の通知	令和5年7月 5日（水）予定
業務委託契約締結	令和5年7月上旬予定

#### 6 参加資格要件等

##### （1）参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たす単体企業または共同体企業（以下「JV」という。）とする。

- ① 高島町の令和5年度競争入札参加者名簿に登録されていること。
- ② 本社、支社及び営業所の所在地が山形県、宮城県又は福島県内のいずれかにあること。
- ③ 高島町競争入札参加資格者指名停止規程（平成13年5月28日告示第69号）その他の法令の定めによる指名停止を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き中でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び高島町暴力団排除条例（平成24年3月条例第8号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- ⑧ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）指定のプライバシーマークを取得しており、又はISMS情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価制度の認定を受けており、公告日現在において失効していないこと。

## (2) 提案の基本事項

提案に係る基本事項は、次のとおりとする。

- ① 事前説明会は行わない。
- ② 本提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③ 辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出する。
- ④ 質問は指定日までに電子メールで提出し、回答書として高島町公式ホームページに掲載する。
- ⑤ 本審査は、提案書及びプレゼンテーションを通じて行う。
- ⑥ 資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。
- ⑦ 提出書類は返却しない。また、書類の差し替えも認めない。
- ⑧ 提出書類は当該審査以外の目的で参加者に無断で使用しない。

## 7 選定方法

高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、審査委員会の審査により2段階審査方式で行う。

### (1) 1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等の書類審査・評価により、点数上位者より2次審査参加者5者程度を選定する。なお、1次審査での評価点は、2次審査の評価点に加算するものとする。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

1次審査で選定された参加者から提出された企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査により、受注候補者（最優秀者）及び次点候補者（優秀者）を各1名選定する。

なお、2次審査については、参加者名を伏せて行う。

## 8 提出書類及び提出方法

提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を提出すること。

実施要領等、各様式及び資料等は、高島町公式ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshikiichiran/kikakuzaiseika/1/shinchosha/index.html>

### (1) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限 令和5年5月24日（水）午後5時まで
- ② 提出書類 参加表明書（様式第1号）  
参加資格要件確認票（様式第2号）  
会社概要書（様式第3号）  
※共同企業体にあつては、協定書の副本を添付すること。  
ネットワーク構築実績書（様式4号）  
実施体制に関する調書（様式5号）
- ③ 提出方法 郵送又は持参  
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局

(2) 提案者の決定及び通知

参加資格確認結果通知書（様式第6号）により全員に通知する。また、決定した参加者には提案書提出要請書（様式第7号）により提案書の提出を要請する。

(3) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和5年5月26日（金）午後5時まで
- ② 提出書類 質問書（様式第8号）
- ③ 提出方法 質問書は、電子メールで提出すること。  
件名は「高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務に関する質問」とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局
- ⑤ 回答期限 令和5年6月2日（金）
- ⑥ 回答方法 質問を取りまとめ、回答書として高島町公式ホームページに掲載する。
- ⑦ 注意事項
  - ・質問の内容を確認するため、本町から問い合わせる場合がある。
  - ・質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

(4) 参加辞退

- ① 提出期限 令和5年6月23日（金）午後5時まで
- ② 提出書類 辞退届（様式第9号）
- ③ 提出方法 郵送又は持参  
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出先 本事業の事務局  
※なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の高島町の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(5) 提案書等の提出

- ① 提出期限 令和5年6月23日（金）午後5時必着
- ② 提出部数 紙媒体（正本1部、副本8部、カラーコピー可）、  
電子データ（CD-R 又は DVD-R 1部）
- ③ 提出書類 提案書（様式第10号）  
企画提案書（任意様式）  
見積書（様式第11号の1、様式第11号の2）  
参考資料（パンフレット等）  
※企画提案書の用紙サイズは、A4版又はA3版とする。（両面可）  
※企画提案書にはページ番号を付し、5枚程度にまとめること。  
※専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。  
※企画提案書には、仕様書に記載されている内容を含めること。仕様書に記載のない項目について提案する場合は、別途区別して記載すること。  
※審査は参加者名を伏せた状態で行うため、提案書類に参加者名を直接特定

できる情報を含まないように配慮すること。

- ④ 提出方法 郵送又は持参  
※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ⑤ 提出先 本事業の事務局

#### (6) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書提出後、参加者からの提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

- ① 実施予定日 令和5年7月4日（火）
- ② 実施場所（予定） 高島町中央公民館 201 研修室  
（詳細については、提案書提出要請時に通知します。）
- ③ プレゼン等には、主担当者の出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員を含む）とする。
- ④ 実施方法及び留意事項
  - ア プレゼン等は非公開で実施し、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
  - イ 待合室から会場への入場は、職員の誘導に従うこと。
  - ウ プレゼン等の順番は、参加表明書の受付順とし、参加通知に明記する。
  - エ プレゼン等の時間は、1参加者50分程度とする。  
（プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分を想定）
  - オ 説明資料、パソコン等の準備として、前者のヒアリング終了後に10分間設ける。
  - カ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、事務局でプロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

#### 9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、単体企業、JVの参加資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (5) 提出された見積書が本要領2(5)の上限額を上回った場合

#### 10 審査結果の通知等

審査の結果については、審査結果通知書（様式第12号）で通知する。

また、高島町公式ホームページにおいて受注候補者（最優秀者）及び次点候補者（優秀者）を公表する。

## 11 契約の締結

### (1) 契約締結交渉

受注候補者から事前に受けた本要領 8 (5) ③見積書の金額を超えない範囲で、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点候補者と交渉を行う。

なお、この手続きに参加した単体企業及びJVを構成する企業が、公示日から受注候補者選定までの間に高島町から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、契約の締結を行わない。

### (2) 業務委託料

委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。

### (3) 業務委託料の支払い

高島町業務委託契約約款に基づき、全体契約額の 100 分の 30 以内で前払金を請求することができる。

保守運用に係る委託料の支払いは、受注者と協議のうえ、決定する。

## 12 再委託

受注者は受注業務の全部を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に報告し、承認を受けること。

受注者は機密保持等に関して、本要領が定める受注者の責務を再委託先業者にも負うよう必要な措置を実施し、発注者に報告し、承認を受けること。

(1) 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「履行体制図」を発注者に届け出なければならない。届け出た内容に変更が発生する場合も同様とする。

(2) 受注者は、再委託の相手方の履行体制及び履行状況を適宜把握し、発注者からこの報告を求められたときは応じなければならない。

(3) 受注者が発注者の承認を得て第三者に再委託しても、最終的な責任は受注者が負わなければならない。

## 13 その他

### (1) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

### (2) 提案内容の取り扱い

本プロポーザルは、受注候補者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が実際の業務に全て採用できるものではない。